

# 令和5年度第2回

## 十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和5年5月18日  
場所 十和田市役所本館3階庁議室

令和5年度第2回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所本館3階庁議室

2. 開 会 日 時 令和5年5月18日(木) 午後2時05分

3. 閉 会 日 時 令和5年5月18日(木) 午後2時49分

4. 出席農業委員(16名)

1番	米田拓実君	2番	中野雄一郎君
3番	芋田一弘君	4番	立崎和寿君
5番	山田利昭君	7番	稲田優憲君
8番	柿本広一君	9番	奥山博君
10番	小田正喜君	11番	外山康仁君
12番	小笠原和男君	13番	箕輪展忠君
14番	竹浦寿広君	17番	力石堅太郎君
18番	山崎誠一君	19番	杉山秀明君

5. 欠席農業委員(2名)

6番	小笠原秋彦君	15番	野崎さち子君
----	--------	-----	--------

6. 出席農地利用最適化推進委員(12名)

旧十和田湖町地区	白山雄治郎君	旧十和田湖町地区	中屋敷鉄男君
三本木地区	関川明君	三本木地区	山端敏行君
四和地区	工藤優美子君	深持地区	沢目勝弘君
切田地区	若沢弘幸君	切田地区	中川原彰造君
大深内地区	斗沢信一君	大深内地区	大平靖四郎君
伝法寺地区	工藤美江子君	東部地区	山端至誠君

## 7. 会議に付した案件

- 報告第 8 号 農業委員及び農地利用最適化推進委員の最適化活動の点検・評価について
- 報告第 9 号 十和田市農業委員会における農地利用の最適化推進の状況及びその他事務の実施状況について
- 報告第 10 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- 報告第 11 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
- 報告第 12 号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第 13 号 農地等の現況について(十和田市)
- 報告第 14 号 農用地利用配分計画の認可について
- 報告第 15 号 非農地判断を行った農地について
- 議案第 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について
- 議案第 7 号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
- 議案第 8 号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 9 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第 10 号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

## 8. 議事録署名委員

1 番 米 田 拓 実 君                      18 番 山 崎 誠 一 君

## 9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	櫻 田 修 一 郎	事務局 次 長	安 本 宗 徳
事務局 農地係長	村 中 健 大	事務局 振興係長	苫 米 地 慶
事務局 主 査	東 浩 二	事務局 主 査	佐 々 木 徳 幸
事務局 主 事	佐 藤 菜 奈		

## 10. 書 記

事務局 主 事    佐 藤 菜 奈

議 長（杉山秀明君）本日の欠席通告者は、6番 小笠原 秋彦 委員、15番 野崎 さち子 委員の2名です。出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただいまより、令和5年5月10日に告示招集いたしました、令和5年度第2回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（杉山秀明君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。1番 米田 拓実 委員、18番 山崎 誠一 委員を指名いたします。

議 長（杉山秀明君）会議書記には、佐藤 菜奈 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（杉山秀明君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に報告第8号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）1ページをお願いします。報告第8号、農業委員及び農地利用最適化推進委員の最適化活動の点検・評価について。農林水産省経営局長通知（令和4年2月2日付3経営第2584号）及び農林水産省経営局農地政策課長通知（令和4年2月25日付3経営第2816号）により、農業委員及び農地利用最適化推進委員から提出された最適化活動の自己点検・評価に基づき、別紙のとおり報告する件です。内容は2ページから5ページです。2、3ページが農業委員の最適化活動の実績、4、5ページが最適化推進委員の最適化活動の実績となっております。表記に関しまして、各委員の氏名は記載せず、活動日数が多い順に記載しております。農業委員、最適化推進委員ともに、遊休農地解消面積の目標達成率には多少ばらつきがあるものの、農地集積率、新規参入に関する目標達成状況については、いずれの委員もおおむね期待通りの成果であると自己評価がさ

れており、委員の皆様への活動に対する農業委員会による評価につきましても、5ページの下全体としての評語にもありますとおり、目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られたとして評価しております。なお、この最適化活動の点検・評価につきましては、本総会での報告後、市ホームページ上で公表することとされております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

議長（杉山秀明君）竹浦君。

委員（竹浦寿広君）ただいま、農業委員及び農地利用最適化推進委員の最適化活動の実績、きめ細かに各個人の実績が挙がっております。名前はわかりませんが、当初は月10日以上活動報告というのは大変だなと思っておりました。これはみんなそう思っていたことと思います。ただ活動日数について、すべての委員が毎月10日以上活動できている、成果実績も全体として目標に対して大幅に上回る結果が得られ、達成できているということで、非常に素晴らしいと思います。各推進委員、農業委員、今年度も頑張ってお活動していきましょう。以上です。

議長（杉山秀明君）大変貴重なご意見ありがとうございました。

議長（杉山秀明君）他にご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第8号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第9号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）6ページをお願いします。報告第9号、十和田市農業委員会における農地利用の最適化推進の状況及びその他事務の実施状況について。農林水産省経営局長通知（令和4年2月2日付3経営第2584号）及び農林水産省経営局農地政策課長通知（令和4年2月25日付3経営第2816号）により、十和田市農業委員会における農地利用の最適化推進の状況及びその他事務の実施状況について、別紙のとおり報告する件です。7ページです。令和4年4月1日現在の農業委員会の体制、農家・農地等の概要について記載しております。8ページです。8ページから12ページにかけて、最適化活動の実施状況について記載しております。まず、成果目標に対する実績といたしまして、（1）農地の集積について、令和4年度末の集積率目標60.3パーセントに対し、実績集積率が60.2パーセントで目標達成率99.8パーセントとなっております。（2）遊休農地の発生防止・解消について、緑区分の遊休農地の解消目標面積2.2ヘク

タールに対し、9ページの③、2.6ヘクタールの解消実績で118.2パーセントの達成率となっております。(3)新規参入の促進について、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地の目標面積43.7ヘクタールに対し、10ページの③実績が133.6ヘクタールで、305.7パーセントの達成率となっております。次に、2.活動目標に対する実績といたしまして、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標について、各委員1人当たりの1か月あたりの活動目標日数を10日としておりましたが、これにつきましては先の報告第8号にもございましたように、各委員10日以上がなされており目標が達成されております。(2)活動強化月間の設定については、3回の実施目標に対し、8月、9月、12月の3回実施し目標を達成しております。11ページです。(3)新規参入相談会への参加について、目標参加回数1回に対し、8月に十和田市役所と青森市のアスパムで開催された相談会へそれぞれ参加し、2回の参加実績となっております。以上のことから、農業委員会では令和4年度の委員の皆さんの最適化活動について、目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られたとした点検・評価結果としております。12ページですが、事務の実施状況について記載しておりますのでお読み取りください。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第9号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第10号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）13ページをお願いします。報告第10号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。14ページです。農地法によるものが、2件9筆16,494平方メートルです。今後の意向については、6番は農地として管理、7番は機構に切り替えをして同じ人と貸借の予定です。15ページです。農地中間管理事業によるものが、合計2件4筆7,943平方メートルです。今後の意向は、3番、4番共に受け手を変更して貸借の予定です。協力金の返還はありません。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第10号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君）次に報告第11号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）16ページをお願いいたします。報告第11号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は17ページから21ページになります。今回は、合計10件61筆212,292.02平方メートルです。いずれも相続による所有権の取得です。取得後については、5番から7番、10番、11番が自ら耕作、8番は農地として管理、一部は貸借予定、9番は貸借中、一部は農地として管理又は自ら耕作、12番は貸借中、一部は農地として管理、13番は貸借中、一部は自ら耕作、14番は農地として管理となっております。あっせん等の希望はありません。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第11号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君）次に報告第12号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）22ページをお願いします。報告第12号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。23ページです。今回の照会は1件1筆1,080平方メートルで、現地調査は令和5年5月10日に実施し、法務局への回答は令和5年5月11日に行っております。高清水小学校から南東に約500メートルの地点です。平成11年築の住宅の敷地と一体的に利用されており、住宅の敷地から独立して取引の対象となるとは認められず、また住宅の敷地と共に売買される予定であることから非農地と判断しております。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第12号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君）次に報告第13号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君） 24ページをお願いします。報告第13号、農地等の現況について（十和田市）。十和田市から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。内容は25ページから26ページです。合計1件27筆38,625平方メートルで、現地調査は令和5年5月10日で実施し、市への回答は令和5年5月11日に行っております。1番は①及び⑮から⑰は、地番はあるものの所在地が特定されないことから、現況を無しで回答しております。②から④は、下水処理場から西へ約500メートル先で会社の専業用地となっており、相当期間農地として利用されていないことから非農地と回答しております。⑤から⑪は下水処理場から西約300メートル先、⑫は下水処理場から北西約800メートル先、⑭及び⑲から⑳の5筆は、小山公民館から南西約500メートル先で、いずれも十分農地性があると判断されることから農地として回答しております。⑬は和島会館から南西約900メートル先、⑱は旧下切田小学校から南東約1,900メートル先、⑲から㉒の4筆は旧下切田小学校から南東約1,300メートル先、㉓は旧下切田小学校から南東約1,700メートル先で、これら合計7筆はいずれも林野の状態で、相当の期間農地として利用されていないことから非農地と回答しております。なお農地と回答しました⑤から⑫、⑭、⑲から㉒の合計24筆については、使用貸借による権利設定があります。以上です。

議長（杉山秀明君） 報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君） なしと認めます。よって報告第13号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君） 次に報告第14号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君） 27ページをお願いいたします。報告第14号、農用地利用配分計画の認可について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第2条の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。28ページです。賃借権の設定が、合計3件5筆14,786平方メートルで、5番と7番が再設定、6番が新規となっており、権利設定の期間は5番が1年、6番が5年、7番が3年となっております。認可日は、5番と6番が令和5年4月21日、7番が令和5年4月28日となっております。29ページから30ページです。使用貸借によるものが、合計4件7筆24,272平方メートルで、いずれも新規となっております。権利設定の期間は1番、2番、4番が4年、3番が7年となっております。認可日は、1番が令和5年4月21日、2番から4番が令和5年4月28日です。以上です。



議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第14号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君）次に報告第15号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）31ページをお願いいたします。報告第15号、非農地判断を行った農地について。農地法の運用について（平成21年12月11日付け農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき、別紙のとおり農地法第2条第1項の農地に該当しないものと判断したので報告する件です。内容は、32ページです。遊休農地に関する措置として、農地法第30条では必要があると認めるときは、いつでも利用状況調査を行うことができると規定されております。22筆42,750.67平方メートルの農地について、令和5年5月10日に現地確認を行い、その結果、現地はいずれも長期間耕作した形跡がなく、山林等の状態となっていたため、農地としての再生は困難であることから非農地と判断いたしました。所有者に対しては非農地通知書を交付し、速やかに地目変更登記の手続きを行うよう指導してまいります。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第15号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君）ここからは、議案に入ります。今月担当いたしました調査班の調査員は、外山班長、芋田委員、稲田委員の3名です。令和5年5月10日に現地調査及び市役所別館4階会議室1にて聴取調査を行っております。

議 長（杉山秀明君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時26分

（ \_\_\_\_\_委員、 \_\_\_\_\_委員 退席 ）

再開 午後2時27分

議 長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（杉山秀明君）次に議案第6号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）33ページをお願いいたします。議案第6号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、所有権の移転に関するものが34ページから36ページの記載となっております。合計9件25筆31,727平方メートルで、21番が新規就農となっております。続いて賃借権、使用貸借による権利の設定に関するものが、合計12件39筆129,283.56平方メートルとなっております。内容については、37ページから39ページとなっております。17番から23番が賃借権で、うち18番が新規就農です。24番から28番が使用貸借です。報告第8号の合意解約後の所有権移転等に係る案件はございません。以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請に係る現地調査の結果について、報告願います。7番 稲田 優憲 委員をお願いいたします。

報告委員（稲田優憲君）農地法第3条の許可に関する報告をします。今回の申請は、所有権の移転9件、賃借権の設定7件、使用貸借による権利の設定5件の合計21件です。所有権の移転は、34ページ13番から35ページ20番までが売買によるもの、36ページ21番が知人への贈与によるものです。このうち新規就農は36ページ21番です。賃借権及び使用貸借による権利の設定は、いずれも労力不足によるものです。このうち新規就農は、37ページ18番です。今回の申請について、現地確認、写真確認等を行い、農地法第3条第2項各号等に照らして審査した結果、農地法第3条調査書のとおりすべての申請は許可要件を満たしていると認められます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）稲田委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）次に、新規就農者に対する聴取調査の結果について報告願います。東部地区 山端 至誠 農地利用最適化推進委員をお願いいたします。

報告委員（山端至誠君）農地法第3条の許可に関する新規就農について報告します。36ページの申請番号21番の新規就農となる譲受人に対し、令和5年5月10日午後2時30分、市役所別館4階会議室1において、調査員3名と私の計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では、営農計画書を基に、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、就農にあたっては特に問題はないと判断します。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君）山端推進委員ご苦勞様でした。

議 長（杉山秀明君）次に、大深内地区 大平 靖四郎 農地利用最適化推進委員お願ひいたします。

報告委員（大平康四郎君）農地法第3条の許可に関する新規就農について報告します。37ページの申請番号18番の新規就農となる借人に対し、令和5年5月10日午後2時45分、市役所別館4階会議室1において、調査員3名と私の計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では、営農計画書を基に機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、就農にあたっては特に問題はないと判断します。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君）大平推進委員ご苦勞様でした。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第6号は許可することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時33分

（ \_\_\_\_\_ 委員、 \_\_\_\_\_ 委員 着席 ）

再開 午後2時33分

議 長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（杉山秀明君）次に議案第7号を上程いたします。事務局から提案理由説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）40ページをお願いいたします。議案第7号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は41ページから42ページです。合計7件8筆23,155平方メートルとなっております。以上です。

議長（杉山秀明君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。はじめに、四和地区 工藤 優美子 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（工藤優美子君）4番の調整内容を報告します。令和5年4月12日午前9時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）工藤 優美子推進委員ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）次に、大深内地区 大平 靖四郎 農地利用最適化推進委員をお願いいたします。

報告委員（大平康四郎君）5番の調整内容を報告します。令和5年4月12日午前10時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）大平推進委員ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）次に、藤坂地区 松田 賢志 農地利用最適化推進委員ですが、本日総会欠席のために、代わりに事務局から説明させます。

事務局農地係長（村中健大君）6番及び8番の調整内容を報告します。6番は令和5年4月12日午前11時、8番は令和5年4月26日午前11時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）次に、切田地区 若沢 弘幸 農地利用最適化推進委員お願いいたします。

報告委員（若沢弘幸君）7番の調整内容を報告します。令和5年4月26日午前9時、農業委員会会長室において、農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）若沢推進委員ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）次に、深持地区 沢目 勝弘 農地利用最適化推進委員お願いいたします。

報告委員（沢目勝弘君）9番及び10番の調整内容を報告します。9番は令和5年4月26日午後2時、10番は同日午後3時、農業委員会会長室において農地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）沢目推進委員ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）事務局から補足説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）ただいま各委員のみなさまからご報告いただきました調整の結果、十和田市農用地利用計画の作成を要請する各要件につきましては、お手元の農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり、すべて適であると判断しております。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第7号は要請することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に議案第8号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）43ページをお願いいたします。議案第8号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。賃借権の設定については、44ページから56ページです。賃借権の権利設定の合計は、25件107筆208,136平方メートルとなっております。再設定は28番から30番で、その他はすべて新規です。出し手から機構及び機構から受け手の利用権の設定の期間については、3年のものが24番、30番、34番、4年のものが31番、6年のものが22番、10年のものが13番、19番、20番、26番、27番で、その他はすべて5年となっております。次に、使用貸借に係るものですが、内容は57ページから59ページとなっております。使用貸借による権利設定の合計は、5件41筆67,101平方メートルです。すべて新規の権利設定です。利用権の設定期間は、5番が3年、6番が4年、7番が10年、8番と9番が5年です。今回協力金の対象となるものはございません。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第8号は、承認することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に議案第9号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）60ページをお願いします。議案第9号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は61ページに記載の、合計2件2筆1,474平方メートルです。1番は現在使用している車両置場が手狭になってきて

いることから、隣接する当該農地について申請を行うものです。場所は、イオンスーパーセンター十和田から北西に約1.1キロメートルのところ、第1種農地に該当しますが、令和5年3月16日付けで農振除外済みの土地であり、既存施設の2分の1以内の拡張であるため、不許可の例外に該当するもので、転用許可の見込みがあります。ただし、既に申請地の一部が作業小屋として使用されているため、始末書付きとなります。2番は農家住宅の建築で、現在の住宅の老朽化により新たな住宅の建築を計画しているものです。場所は、甲東中学校から北西に約2.7キロメートルの地点です。第1種農地に該当しますが集落に接続しており、不許可の例外である集落接続に該当するもので、転用許可の見込みがあります。以上です。

議 長（杉山秀明君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。3番 芋田 一弘 委員お願いいたします。

報告委員（芋田一弘君）農地法第4条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は合計2件です。令和5年5月10日午前9時、調査員3名で現地調査を行い、午後1時45分に市役所別館4階会議室1において聴取調査を行いました。現地調査では申請番号1番について、申請地の一部にかかるように作業小屋が建築されていたため、聴取調査において本人に注意しました。この件については、県に事前協議し、追認的許可で了承を得ており始末書付きとなっております。それ以外については、問題はありませんでした。以上、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので許可相当と認められます。報告は以上であります。

議 長（杉山秀明君）芋田委員ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第9号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に、議案第10号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君） 62ページをお願いします。議案第10号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、十和田市長から別紙のとおり照会があったので意見を求める件です。63ページです。今回の変更区分は、5件5筆7,440平方メートルです。1番と2番については農振への編入で、隣接した農地となっており、市役所から南東約9.2キロメートル先、一本松集落の西側で、東・西・南側は農地で北側は宅地となっております。申請地は、効率的な営農を行うことができる、良好な条件を備えた農地であるため、整備計画の変更は適当と判断します。3番から5番は農振の除外となります。3番は、増沢集会所から東に約600メートルの地点です。変更理由は、携帯電話の中継基地局を建設するものです。対象地は原野で非農地であるため、整備計画の変更は適当であると判断されます。4番は、下水処理場から南東に約2.1キロメートルの地点です。北側、東側、西側は山林、南側は県道となっております。変更理由は、太陽光発電設備を設置するものです。申請地は、令和4年度第4回農業委員会総会で、非農地と判断した旨の報告をした土地であることから、整備計画の変更は適当であると判断されます。5番は、市役所から北東に約3.8キロメートル先に位置し、西側と北側は申出者が経営する整備工場敷地、南側は公衆用道路、東側は当該変更に係る事業計画に含まれている農用地区域外農地となっております。申出者の経営する整備工場の車両置場を増設するためのものです。農地区分は第1種農地ですが、既存施設の2分の1以内の拡張であるため不許可の例外に該当し、事業計画は妥当であることから整備計画の変更は適当であると判断されます。以上です。

議長（杉山秀明君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君） ご異議なしと認めます。よって議案第10号は承認することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君） 以上で、今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これもちまして、令和5年度第2回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。



———— 閉会 午後2時49分 ————